

平成 22 年 12 月 10 日 総務委員会

○**小林委員** 今、鈴木委員の方からもさまざまご質問がございましたので、若干、質問の趣旨がかぶる点もあるかもしれませんが、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

犯罪被害に遭われた方、また、そのご家族の悲しみ、苦悩、怒りは、軽々に論ずることのできない、当事者でしかわかり得ない葛藤があるというふうに思います。本日のこの質問をさせていただくに当たりまして、交通事故で小学生のお子様お二人を亡くされたお母様の手記を拝見いたしました。そこには次のように記されておりました。

私たち被害者は、実情を多くの人に理解してもらうために、社会へ向けて声を出し続けています。まずは無関心をやめて、私たち被害者の声に耳を傾けてください。被害に遭うということは、遠くの世界で起きている出来事ではなく、私たちが暮らしている社会の中で毎日のように起きている現実なのです。決して他人ごとではありません。一人でも多くの方が被害者に対する理解を深めてくださることを願っております。このように述べられておりました。

この手記の一言一句の言葉を重く受けとめて、犯罪のない社会を目指していくことはもちろんのことですけれども、犯罪被害に遭われた方々の心を少しでもいやし、再び希望を持って人生を歩んでいかれるように、行政、そして周囲の人々が力を合わせて取り組んでいくことは極めて重要なことであるというふうに思います。

このような犯罪被害者の方々の声を受けて、平成十六年に、被害者の権利保護を目的として犯罪被害者等基本法が制定されました。

この法律において、国そして地方公共団体、国民のそれぞれに、被害者等の支援に取り組む責務があるとの規定がなされましたが、改めて確認をさせていただきますが、この犯罪被害者等基本法では、地方公共団体は被害者支援に関し、どのような責務を負うこととされているのか、お伺いをさせていただきます。

○**荒井人権部長** 犯罪被害者等基本法は、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると定め、基本的な施策として、犯罪被害者等が、日常生活または社会生活を円滑に営めるよう相談に応じ、必要な情報の提供や保健医療サービス及び福祉サービスの提供など、必要な施策を講ずるものとしております。

このため、都は平成二十年に東京都犯罪被害者等支援推進計画を策定して、この計画に基づき、施策、支援に取り組んでおります。

○**小林委員** この犯罪被害者等基本法を受けて、平成二十年に東京都犯罪被害者等支援推進計画を策定されたわけですが、計画期間が三年であり、間もなくその計画期間を終えるわけですが、この推進計画をもとに、今日まで都として取り組んできた犯罪被害者支援の取り組みの成果について、どのように認識をされているのかお伺いをいたします。

○**荒井人権部長** 都では、平成二十年に策定した東京都犯罪被害者等支援推進計画に基づき、被害者支援に全庁を挙げて取り組んでまいりました。

例えば、平成二十年四月に開設した総合相談窓口では、これまで延べ六千件を超える相談、カ

ウンセリング、付き添い等の支援を実施してまいりました。また、区市町村、民間団体等とも連携して、啓発活動などにも取り組んでまいりました。

本年一月に犯罪被害者等の協力を得まして実施した犯罪被害者等の実態に関する調査によれば、犯罪被害者等基本法制定以降の取り組みの進展を、六割を超える被害者が評価しており、取り組みの成果は着実に上がっているものと認識しております。

○小林委員 今回の東京都犯罪被害者等支援計画は、間もなく計画期間を終えるさきの支援推進計画を、より一層充実させるために策定をするわけでありますけれども、行政として支援計画をつくるためには、何より被害に遭われた方やそのご家族の声、置かれている状況を把握し、実効性を高めていくことが非常に大切であるというふうに思います。

都では、本年一月にこの計画の見直しに当たって実態調査を行っておりますが、その調査の結果、どのような課題が浮かび上がったのかを改めてお伺いさせていただきます。

○荒井人権部長 実態調査によれば、被害者は生活環境が激変し、犯罪による直接的な被害にとどまらず、精神的被害、経済的被害等にも苦しんでいます。

被害者が置かれた状況については、「余り知られていない」と「全く知られていない」とを合わせますと、八割を超える被害者が、世間一般から知られていないと回答しています。

また、行政に対して、今後充実させていくことが望ましい支援として、各種相談事業等の充実と、被害者に対する理解を深める啓発事業の充実を望んでおり、今後こうした要望にこたえていく必要があると認識しております。

○小林委員 被害に遭われた当事者の方々からの直接の声を聞いた上で、今回の改定作業に着手されたこと、これは大変に、私は重い意味があるというふうに思います。恐らくこの声を寄せてくださった方々は、心の傷もいえぬ中で調査に応じてくださったことと思いますし、また勇気を持って答えてくださったというふうに思います。

今回、この調査におきましては、調査票の郵送及び回収によるアンケート調査で実施されたということで、特にこの調査対象である犯罪被害者の方々については、発送数に対して有効回収率が三九・九%と、先ほどもご指摘ございました。

一見すると、この数字が非常に低いようには見えますけれども、私は、実はそうではなくて、行政の側が次の支援計画をつくるために、改めて皆様の声をお聞きをしたいと、そのような形で、ぜひとも声をお聞かせくださいという形でやったとしても、実際の当事者の方々はそのに答えたくてもまだ心の整理ができていない、また心の余裕がないという中で、実はこういう形で応じてくださったんだというふうに思います。

そういう意味では、たとえ数は少なかったとしても、まさにこのいただいたお声というものが着実に次の支援計画に反映されていくことが、非常に重要ではないかというふうに思います。この実態調査の中でさまざまな課題が見えてくる中で、そのいただいたお声一つ一つを着実に前進させていくことが、勇気を持って声を寄せてくださった方々の心に報いていくことだというふうに思います。

その声の一つとして、先ほど答弁にもありましたが、各種相談事業の充実という点がありました。都では、平成二十年の支援推進計画とともに総合相談窓口を設置し、施策の一つの核となっているものと理解をしております。

そこで、この総合相談窓口では、どのような方が相談員となって、被害者の方々から相談を受けているのか。また、相談のほかにもどのような業務を行っているのか、お伺いいたします。

○荒井人権部長 総合相談窓口では、相談業務に三年以上の経験を有するなど、国家公安委員会規則が定める要件を満たした者のほか、臨床心理士や精神科医が、相談、カウンセリング等を行っております。

相談員は必要に応じて、裁判所や病院等への付き添いや、被害直後の一時的な居住場所の提供を行うなど、きめ細やかな支援を実施しております。

なお、総合相談窓口では、警察への被害届の提出の有無などにかかわらず、被害者からの相談に対応しております。被害に遭ったことを周囲に知られたくないため、警察への届け出をためらっているの方々などに対しましても、相談員がきめ細かく相談に応じております。

○小林委員 被害に遭われた方は心の整理がつかない中で、どこにどのように自分の気持ちをぶつけていいのか、また相談をしていいのかわからない状況が多々あるかというふうに思いますので、この総合相談窓口の役割、これは大変に重要であるというふうに考えます。

平成二十年の支援推進計画策定以降の総合相談窓口の相談状況を見ますと、被害種別として、殺人、交通被害、性犯罪被害、暴行傷害、財産的被害と五種ある中で、特に性犯罪被害に気がかりな数値がございました。

平成二十年度において三百九十三件の性犯罪被害の相談件数があった中で、翌平成二十一年度には相談件数が一千百一件と、約二・八倍増加しております。増加の要因はさまざま考えられると思いますが、総合相談窓口においても、しっかりこの性犯罪被害に対応できる体制を整えていかなければならないというふうに考えます。

そこで今後、被害者支援のために、具体的にどのように総合相談窓口を活用していく方針か、あわせて、増加しているこの性犯罪被害者からの相談に対して、どのように対応していくのかをお伺いいたします。

○荒井人権部長 都の総合相談窓口は、引き続き支援を着実に実施していくとともに、都内全域のセンターとしての役割も果たしてまいります。

今回の素案では、被害者が被害直後に速やかに総合相談窓口を利用できるよう、被害者が治療を受ける医療機関においても、相談窓口の周知を図ることとしております。

また区市町村に対しては、職員を研修生として受け入れるほか、相談員が区市町村の窓口を直接訪問して、支援についての助言を行うこととしております。

性犯罪被害者支援については、精神面への影響が特に深刻であるといわれており、注意深い対応が必要であることから、総合相談窓口では被害者等の置かれた状況を総合的に判断して、被害直後の一時的な居住場所の提供、精神科医等によるカウンセリング、病院等への付き添いなども行います。

さらに、時間的経過とともに、裁判所への付き添い、継続的なカウンセリングや自宅訪問など、必要に応じて、被害からの回復に向けた支援を行っております。

なお素案では、一時的な居住場所の提供に当たっては、被害に遭われた方と同居していない親族も付き添うことができるよう、見直しを検討することとしております。

○小林委員 ありがとうございます。

冒頭ご紹介した、お子様を亡くされたお母様の手記には、周りの人がよかれとっていった何げない言葉が心に突き刺さり、それによってさらに苦しめられていますとの、二次被害について述べておられました。

都が行いました実態調査において、被害後の他人の言動や態度により傷ついたことがありますかとの質問に対し、加害者及び加害者側弁護士などの加害者側関係者の対応というものが八五・九%、警察、検察など捜査関係者の対応が六二・四%と高い数値を示しておりました。そして、役所窓口での対応というのも三〇・六%ございました。

犯罪被害に遭われた方や、そのご家族の苦しみを推しはかることは大変に難しいことであるというふうに思いますけれども、犯罪被害者支援においては、ともに苦しみ、前進していくという心を私たちは忘れてはならないというふうに思います。

総合相談窓口には、大変多くの相談が寄せられておりますが、職員の皆さんも真摯に、また誠実に対応されているというふうに思いますけれども、寄せられる相談一つ一つが被害者の方々の苦しみであり、叫びであり、人生であるということをしつかりと心にとどめて、対応には十分に配慮しながら、今後とも支援を充実させていただきたいというふうに思います。

そして、職員の皆さんにこのようなことを要望するからには、私自身も被害者の方からご相談をいただくようなことがあれば、同じ心でお手伝いができるよう取り組んでいくことを誓いまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。